

石垣島スポーツコミッション「ロゴマーク・文字ロゴ作成」
仕様書

石垣市 企画部 スポーツ交流課

1. 業務名

石垣島スポーツコミッションの「ロゴマーク・文字ロゴ作成」

2. 内容

- ① 石垣島スポーツコミッションのブランド化推進のためロゴマーク・文字ロゴをセットで募集する。
- ② 石垣島スポーツコミッションのキャッチコピーである、『スポーツ×島の魅力²=無限大∞』を表しているデザインであること。
- ③ 石垣島の魅力とスポーツの融合が表現できているデザインであること。
- ④ 作品はオリジナルで国内外未発表であること。
- ⑤ 政治的・宗教的・反社会的な要素、誹謗中傷を含まず、公序良俗その他法令に反しないもの。
- ⑥ 色数は自由。ただし、単色やモノクロでの使用も考慮すること。
- ⑦ その他の内容については石垣島スポーツコミッションと協議のうえ、決定するものとする。

3. 応募期間

令和6年4月18日 ～ 令和6年5月15日

4. 選定作品の取り扱い

- ① 選定作品は、石垣島スポーツコミッションの活動報告等に活用し、公式サイトやノベルティグッズなどのPRコンテンツ、名刺などに使用する。
- ② 選定作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合には、契約を修正する場合がある。その際、賞金を返還の場合もある。
- ③ 選定作品の応募者は、当該作品の著作権を譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は全て石垣島スポーツコミッションに帰属するものとする。
- ④ 選定作品の応募者は、石垣島スポーツコミッションが当該作品を使用するに当たり、著作者人格権を行使しないものとする。
- ⑤ 選定作品については、採用にあたり、原案を尊重しながら、補正・修正することがある。また必要によっては、編集可能なデータ形式でのファイル提出をお願いすることがある。

5. 注意事項

- ① 応募作品は必ずロゴマークと文字ロゴの2点セットで応募する。
もし、ロゴマーク又は文字ロゴの1点のみの応募だった場合、応募は無効とし
選考は行わないものとする。
- ② 応募作品について、第三者からの権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、
石垣島スポーツコミッションでは一切の責任を負わないものとする。
第三者の権利侵害に関連しては制作者が一切の責任を負うものとする。
- ③ 応募者は応募作品が第三者の知的財産権、その他一切の権利を侵害するものでない
ことを保証するものとする。
- ④ 提出書類の作成等に要する費用は応募者の負担とし、書類の返却はしない
- ⑤ 審査内容、審査経過については公表しない。
- ⑥ 応募した時点で、本応募の内容に同意したものとみなす。